

令和3年土幌町議会第1回定例会

- 1 議事日程 3月5日(金曜日)午前10時開会
 - 日程番号1 会議録署名議員の指名
 - 日程番号2 会期の決定
(諸般の報告)
 - 日程番号3 行政報告
 - 日程番号4 教育行政報告
 - 日程番号5 町政執行方針
 - 日程番号6 教育行政執行方針
(今期議会議案提案理由総括説明)
 - 日程番号7 監報告第1号 例月出納検査報告
 - 日程番号8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
 - 日程番号9 議案第1号 令和2年度土幌町一般会計補正予算
 - 日程番号10 議案第2号 令和2年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算
 - 日程番号11 議案第3号 令和2年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算
 - 日程番号12 議案第4号 令和2年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算
 - 日程番号13 議案第5号 令和2年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算
 - 日程番号14 議案第6号 令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算
 - 日程番号15 議案第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 日程番号16 議案第8号 人権擁護委員の推薦について
 - 日程番号17 議案第9号 指定管理者の指定について
 - 日程番号18 議案第10号 指定管理者の指定について
 - 日程番号19 議案第11号 指定管理者の指定について

- 2 出席議員

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

- 3 欠席議員(0名)

- 4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	小林 康雄	教育長	堀江 博文
代表監査委員	佐藤 宣光	農業委員会会長	森本 耕二

- 5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	高木 康弘	総務企画課長	亀野 倫生
会計管理者	上野 清子	町民課長	藤内 和三
保健福祉課長	藤村 延	健康介護担当課長	三島 裕子

産業振興課長	西野 孝典	建設課長	増田 優治
道路維持担当課長	佐藤 英明	建設課施設担当課長	田中 敏博
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	佐藤 慶岩
病院事務長	土屋 仁志	消防課長	土屋 政勝

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	齋藤 英雄	高校事務長	藤井 由美

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	三島 重浩
------	-------

8 職務のため出席した者

事務局長	矢野 秀樹	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

議事録 令和3年3月5日

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は11名です。1番、加藤議員より遅れるとの連絡がありましたので、ご報告をいたします。</p> <p>定足数に達していますので、令和3年第1回土幌町議会定例会を開会します。</p> <p>これから本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、河口和吉議員及び3番、大西米明議員を指名します。</p>
2	秋間議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。本定例会の会期は、去る3月2日、議会運営委員会を開催し、協議の結果、本日から3月15日までの11日間とし、本日配付した会期日程表のように付議したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、会期は本日から3月15日までの11日間に決定いたしました。</p> <p>これから諸般の報告を行います。</p> <p>閉会中の議会の主な出来事については、お手元に配付した事務報告によりご了承願います。</p> <p>次に、十勝圏複合事務組合会議等に関する報告は、お手元に配付の</p>

3

小林町長

とおりでご了承願います。

なお、各事務組合に関する審議内容等につきましては、議員控室に配置しておりますので、随時閲覧願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、行政報告、町長から行政報告の申出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。

本日ここに、第1回定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多用の折りにもかかわらずご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

それでは、昨年12月の定例町議会以降の行政の経過をご報告申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。地方創生臨時交付金の本町への第3次配分限度額として8,433万6,000円が示され、これまでの配分額合計は、4億9,478万1,000円となりました。令和2年度事業と新年度事業に調整し、令和2年度の事業費については今議会に補正予算を計上しておりますので宜しくお願い申し上げます。

次に、同じく新型コロナウイルス感染症のワクチン接種についてであります。米国ファイザー社製のワクチンは、2月12日に国内に輸入され、2月14日には薬事認証、2月17日から医療従事者への先行接種が開始されております。本町においては、国の指示の下、北海道と連携して準備を進めており、現時点では3月中旬から医療従事者に、5月以降からは65歳以上の高齢者に、その後基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の職員を先行し、順次16歳以上の町民を対象に、原則町民保健センターにて集団接種を行う予定となっております。

しかし、ワクチンの確保や体制整備に係る国と都道府県及び市町村との協議作業が遅れており、現在の計画どおり実施できるかは不透明であります。すでに町の相談窓口を保健福祉課内に設置し、国からの情報に基づき、随時役場だよりやホームページでお知らせしているところであります。接種券（クーポン券）は、接種開始にあわせ接種優先者へ順次送付し、町民の方々に安全に安心して接種していただくため、2月24日には保健福祉課及び国保病院職員でシミュレーションを行い、スムーズに接種できるよう問題点などを点検したところであり、今後においても安全でスムーズな接種を期して参る所存であります。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大により、高齢者の外出機会である、各地域公民館のふれあい・いきいきサロンは、12月から2月まで一旦休止しておりましたが、地域のボランティアの皆様のご熱意で3月からほぼ再開、ふまねっと・ガンバルーン愛好会・歌謡体操を楽しむ会の活動は2月から再開しております。

町が主催する一般介護予防事業であるまる元運動教室やいきいき運動教室は、昨年から引き続き新しい生活様式にのっとり、感染防止対策を講じながら高齢者の健康維持に努めてきたところであります。

町内の障がい者の活動では、コロナウイルス飛散防止用パネル製作や小型家電のリサイクル作業など、子どもたちは元気に日中一時支援事業所に通所を続けており、社会福祉協議会をはじめ町内介護・障がい福祉サービス事業所、町民ボランティアの皆様と連携して、コロナ禍でも高齢者や障がい者がいきいきと生活できるための支援を継続しております。

保健事業は、12月の特定健診、1月からは受診者への結果説明会及び乳幼児健診や予防接種なども計画どおり実施しており、町民保健センター等への集団来庁に不安を抱く方には、個別面談やリモートによる相談などニーズに応じたきめ細かい対応で支援を必要とする方々が孤立しないよう工夫して事業を推進しております。

次に、2月15日から17日にかけて台風並みに発達した低気圧の影響による町内の被害状況についてであります。季節外れの強風により家屋の屋根や塀の破損の他、ビニールハウスの破れなど農業施設にも広く被害が発生したところです。土幌高等学校においては、体育館の屋根が一部が剥がれ、早急に修理する必要があることから、災害復旧費として補正予算を専決処分させていただきましたので、今議会に専決処分の承認について提案しているところであります。

次に、防災行政無線についてであります。屋外工事はほぼ終了し、2月8日から戸別受信機（防災ラジオ）を町内全世帯と避難所や大きな事業所等に配布しているところです。3月末まで試験放送を実施しながら受信状況を確認しているところであり、4月より本格運用を開始する予定であります。今後は、町民への防災情報、行政情報ほか、消防や役場職員などの関係機関の業務連絡にも活用を図っていききたいと考えています。

次に、今年度策定作業を進めております各種計画についてですが、第6期町づくり総合計画・後期計画については2月16日の議会全員協議会でご意見をいただいたところであり、指摘事項の修正を行い計画書として確定をして参りたいと存じます。

次に、第7期行政改革推進大綱・行政改革推進計画（実施期間：令和3～7年度）についてですが、課長職以上で構成する行政改革推進本部で素案を作成するとともに、各種団体から選出された10名の委員で構成する行政改革推進委員会に諮りながら検討を重ねてきたところであります。素案については、1月18日から1か月間のパブリックコメント（意見募集）を行い、2月18日開催の行政改革推進委員会に推進大綱・推進計画（案）として諮問し、2月26日に答申をいただいたところであります。

第7期行政改革推進大綱においては、前期大綱の趣旨を継承しつつ「効率的な行政運営の確立」、「持続可能な財政基盤の確立」、「協働によるまちづくりの推進」を重点事項に掲げ、町民の協力をいただきながら取り組みを推進して参りたいと存じます。なお、今議会に説明させていただき、ご意見を賜り年度内に策定して参りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、土幌町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画については、12月に素案を作成し、その後パブリックコメントを実施しましたが、町民からのご意見はありませんでした。最終的には、令和3年度から3か年の介護保険事業における介護保険料基準月額、介護保険準備基金（年度末残高見込み3,144万円）から2,080万円を取り崩し第7期と同額の6,100円を維持しようとするものであります。

あわせて土幌町障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画及び第4期土幌町地域福祉計画も現在の計画を踏襲し、将来のサービス需要を見込んだ新しい計画を策定しております。

なお、これらの福祉計画は、昨年2月25日に土幌町保健医療福祉総合推進協議会に諮問をし、策定作業を進めてきたところではありますが、去る2月10日に答申をいただいたところでもあります。

次に、開町100周年の記念事業の一環として行う北海道日本ハムファイターズ179市町村応援大使事業ではありますが、本年1月に、関係機関代表者による実行委員会を立ち上げ、事業内容について協議し、今月30・31日の札幌ドーム開幕戦には、町民総勢85名が参加することとなりました。

今後、本年12月にかけて、野球教室やトークショーなどを実施しますが、町民一丸となって、進めて参りたいと存じます。

次に、観光業についてであります。政府の観光支援事業「GOTトラベル」の効果もあり、昨年の夏以降、観光需要は上向き傾向でありましたが、新型コロナウイルス感染症の再拡大を受け、昨年12月28日から事業が全国一斉停止となったことの影響もあり、各観光施設の今年度1月末までの来場者数は、前年度と比べ、「道の駅ピア21しほろ」で9万2千人（24.7%減）の減少、「しほろ温泉プラザ緑風」で2万1千人（23.1%減）の減少となったところでもあります。依然として厳しい状況が続いておりますが、引き続き、施設の指定管理者や施設利用者、テナントをはじめとする町内事業者と連携し、感染症対策を徹底したうえで、必要な支援とあわせて地域経済の回復に向けた取り組みを進めて参りたいと存じます。

また、農畜産物加工研修施設（愛称：しほろキッチン）については、これまで一部加工室の利用を制限し、感染拡大防止対策を十分にとり安全・安心を最優先に加工研修を行っておりますが、今年度2月末までの施設利用者数は18団体47人となり、前年度と比べ大幅に減少して

いる状況であります。このような中、指定管理者であるチアーズでは、地域資源を生かした企業向け加工研修の構築に取り組み、町内事業者への技術指導、商品化・製造方法の研究開発及び相談を8事業者14人に実施しており、施設利用を通じた企業支援を積極的に展開しているところであります。今後においても、チアーズと連携しながら「モノづくり」、「ひとづくり」をはじめ、地域の方々が利用しやすい施設運営に努めて参ります。

次に、商工業関係であります。町内経済の回復・活性化を目的に実施した「しほろ元気応援プレミアム商品券」発行事業（割増率40%、発行総額7千万円）につきましては、商品券の購入者数は2,157人、使用率（回収率）は99.67%となり、町内における食料品や生活用品をはじめ、家庭燃料、飲食サービスなど、事業形態、業種を問わず広く利用され、町内での消費喚起、地元購買が活性化されるなど大きな効果が得られるものと捉えております。

また、2月16日の臨時町議会において補正予算の議決をいただきました「事業継続緊急支援金」につきましては、3月16日を期限として支援金の給付申請の受付を行っているところであり、審査等の手続を経て年度内に給付をして参ります。

次に、森林環境譲与税を活用した新規事業についてであります。昨年度設置しました森林環境譲与税基金を財源として、今年度より、「輝く未来につなぐ森林整備事業」をスタートさせました。この事業は、民有林の植栽後の下刈り、保育間伐等に支援を行うことで、森林所有者の負担を軽減し、森林資源の循環利用の推進や、森林の有する多面的機能の発揮を図るものであります。

次に、国際貿易交渉についてであります。平成30年末以降、TPP11（環太平洋連携協定）や日欧EPA（日欧経済連携協定）、日米貿易協定と大規模な市場開放が行われ、今年1月には日英EPA（日英経済連携協定）が発効し、国内の1次産業は自由化の波にさらされております。

また、新型コロナウイルス感染拡大で需要動向が見通せない中、関税は段階的に引き下げられ、輸入農畜産物との価格競争は今後さらに激しくなることが予想されます。本町の農業への影響も懸念される所です。

国は、農畜産物の輸出拡大や農業の競争力強化を進め生産を維持したい考えであり、今後の貿易交渉の焦点となる米国の動向や国の対応を注視するとともに、今後は、国内対策が十分であるかもしっかり検証していかなければなりません。

政府は、令和2年度第3次補正予算において、農林水産に関わる1兆519億円を充て、うちコロナ対策には3,533億円を措置し、コロナ禍で需要が落ち込んだ農畜産物の販売促進などを盛り込んでおり、TP

Pなどの大型協定を受けた国内対策には3,220億円を確保し、畜産クラスター事業や産地生産基盤パワーアップ事業などを計上しております。

また、国内では、スマート農機のシェアリングや農繁期に応じた人材派遣など、新たな農業支援サービスを行う企業の育成や、第4次食育推進基本計画（案）では、食を巡る現状と課題として食品ロスや食文化の継承、新型コロナウイルス感染拡大を受けた「新たな日常」への対応などが掲げられる見込みであります。

「安心・安全な農畜産物」を供給していくことが本町農業の責務であることは変わりなく、今後とも、農業振興対策本部を中心に、必要な施策の検討・要請を行いながら、生産者や関係機関の皆様と一丸となり、生産基盤の強化・安定を図っていく所存であります。

次に、国道241号の整備要望についてであります。北十勝4町国道整備促進期成会において、冬期通行の安全確保対策と併せて、27号から上士幌町界までの道路交通安全対策（歩道整備）を要望しており、今年度は、19号～20号間の防雪柵設置工事が実施されております。

次に、「国営かんがい排水事業」の執行状況についてであります。「富秋士幌川下流地区（士幌町内・明渠排水路3条、L=11.2km）」は、実勝排水路0.5kmの工事と、「士幌西部地区（明渠排水路4条、L=8.3km）」のうち、第14号明渠排水路0.7kmの工事を実施しております。なお、士幌西部地区は、本年度をもって事業完了となりました。この事業の完成により周辺農地への湛水被害が解消され、農業生産性の向上及び農業経営の安定に資する効果が大きいものであり、関係機関のご努力と地区関係者のご協力に深く感謝するものであります。

次に、各種建設事業の執行であります。士幌終末処理場建設工事につきましては、3か年事業の最終年となり、予定通り本年度3月中に事業完了となります。本事業の完成により下水道事業の安定運営に大きく寄与するものと期待をするものであります。

そのほか既に発注済みの工事は概ね完成しておりますが、現在施工中の工事についても、年度内に完成する予定であります。

次に、行事等の経過であります。1月6日には、町功労者表彰式及び新年交礼会が行われました。町功労者表彰では、産業功労賞に士幌町農業委員を務められた 百戸 渡邊睦実さん、社会功労賞に民生児童委員を努められた 高德 稲葉サチ子さん、善行賞に花のまちづくりのボランティアリーダーとして活動されている 西上 足立良子（よしこ）さんの3名が受賞されました。

引き続き開催した新年交礼会には、町民をはじめ町内外の機関の代表者ら63名のご参加をいただきました。今回は、歓談を中止し感染症対策を踏まえた縮小開催となりました。

1月10日には、成人式を開催いたしました。当日は新成人76名のうち、47名が出席、たくましく成長されたことを祝い、これからの未来が希望に満ちたものであるよう、若い力に大きな期待をしたところがあります。式典では、鳴海虎汰朗（こたろう）さんが成人を代表して「誓いの言葉」を宣誓され、心に残る成人式となりました。

3月4日には、第2回開町100周年記念事業検討委員会を開催し、事業内容・予算の概要を確認いたしました。

次に、国民健康保険病院の令和2年度決算見込みについてご報告申し上げます。

まず、患者の決算見込数は、入院で令和元年度と比較しまして98.6%の13,154人、外来で90.1%の20,558人となる見込みであります。

また、決算見込額については、病院事業収益は令和元年度と比較しまして、2,028万円減の4億2,697万円の見込みで、入院では1,215万円、外来では1,416万円のそれぞれ減となる見込みであります。

病院事業費用は、令和元年度と比較しまして、6,747万円減の8億6,787万円の見込みで、給与費では5,559万円、経費で1,372万円のそれぞれ減となる見込みであります。

収益と費用を差し引いた収支不足額は、令和元年度と比較して4,718万円減の4億4,090万円（他会計負担金を含まない実質純損失額）となる見込みであります。

一般会計が負担する他会計負担金は、現金収支で支障が生じない額を繰り出すこととし、令和元年度と比較して3,000万円減の4億円となる見込みであります。

以上の結果、令和2年度純損失額は、令和元年度と比較しまして1,718万円減の4,090万円となる見込みであります。

なお、詳細につきましては、「決算見込の状況」として資料を添付してありますのでご参照願います。

令和2年度は、常勤医師は3人体制と前年度末より2名減の状況でスタートし、業務に支障が無いよう、帯広協会病院総合診療科、社会医療法人即仁会北広島病院から非常勤医師の派遣や札幌医科大学呼吸器・アレルギー内科をはじめとする各医大・教室からの当直の応援などで、当面業務に対応して来ました。

4月以降についても、当面現体制となりますが、引き続き常勤医師の確保に努めるとともに、短期の派遣等も含め、関係機関と協議・調整を進めることとしております。

いずれにしても、町内唯一の医療機関であり、福祉村の中核施設である国保病院が、地域医療の役割を十分果たせるよう、医師の確保とあわせ医療サービス向上、病院の改善に取り組んで参りたいと存じますので、議員各位のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

このほか、今期議会に上程する案件は、専決処分の承認1件、令和

4 秋間議長
堀 江
教 育 長

2年度補正予算6件、人事案件2件、指定管理者の指定3件、附属機関の見直しに伴う新規条例の制定9件、その他条例の全部改正及び一部改正9件、令和3年度各会計予算8件をあわせ、38件であります。なお、追加議案として人事案件1件を予定しております。

提出議案について、それぞれ詳細をご説明させていただきますので、充分ご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げて、行政報告にかえさせていただきます。

日程第4、教育行政報告、教育長から教育行政報告の申出がありますので、これを許します。教育長、登壇願います。

令和3年第1回定例会の開会にあたり、教育行政報告を申し上げます。

はじめに、2月24日開催の土幌町総合教育会議において、町長と教育委員会で協議を行い、土幌町教育大綱が改定されましたので報告申し上げます。

大綱は、基本理念、基本目標、計画期間、基本施策及び重点施策で構成し、内容は土幌町第6期町づくり総合計画及び土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図るとともに、計画期間は町づくり総合計画の最終年度である令和7年度までとしております。

なお、大綱の基本理念は、町づくり総合計画のテーマと同じ「輝く未来へ しほろ創生」とし、次代を担う本町の子どもたちの心豊かな成長と、町民の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造を目指し、本町教育のより一層の充実・発展のため、町長と教育委員会がより一層連携を図り、各種教育施策を展開していくことを確認しております。

次に、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、土幌町教育振興基本計画を改定しましたので報告申し上げます。

この計画は、国の第3期教育振興基本計画、道の北海道教育推進計画を踏まえ、土幌町第6期町づくり総合計画、土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略、土幌町教育大綱、土幌町社会教育中期計画で掲げる教育施策との整合性を図りつつ改定し、基本理念を「輝く未来へ しほろ創生」とし、基本目標を「子どもの笑顔が広がり学び、楽しむまち」とし、基本目標の達成に向け「生きる力を育む幼児・学校教育の推進」、「次代を担う人づくりと生涯学習の推進」「スポーツ・芸術文化の振興」の3つの基本計画を定め、それぞれ基本施策と重点施策を定めております。

計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、今後、必要に応じて適宜見直しを行い、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図ってまいります。

次に、学校教育関係について報告申し上げます。

町内小・中学校では、新型コロナウイルス感染症による臨時休業に伴う授業の遅れを解消するため、冬季休業期間を4日間短縮し、小学

校では19日間、中学校では17日間と短い冬休みとなりました。

夏季休業期間の8日間と合わせ、今年度は計12日間の長期休業期間の短縮となりました。

児童生徒が楽しみにしていた夏・冬休みが短くなってしまいました。が、授業時数の確保は図ることができております。

上居辺小学校では、12月28日に冬休み学習サポートが行われました。冬休み期間の学習目標の確認や、今年度導入された学習用パソコンでの基礎基本の学習、苦手分野の学習や体育館でミニ気球作りを行い、児童は短い冬休みの1日を楽しみました。なお、他の小・中学校は、冬休みが短縮されたこともあり、学習サポートは実施されませんでした。

また、教育委員会が例年開催している、北海道大学の学生による「冬休み学習サポート塾」も開催を中止しております。

次に、1月19日から帯広市で開催された第51回北海道中学校スケート大会に土幌町中央中学校男子5名女子6名が出場し、3連覇の懸かった女子学校対抗では惜しくも優勝を逃し準優勝でしたが、女子2,000mリレーでは1位でありました。

また、男子2名女子4名が、1月30日から、長野県長野市で開催の令和2年度全国中学校体育大会第41回全国中学校スケート大会に出場する予定でしたが、1都2府8県に緊急事態宣言が発令されたことにより大会が中止となりました。

次に、教育環境の整備について、ご報告いたします。

学校において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する、いわゆるGIGAスクール構想の実現のために、町立学校の全児童生徒及び全教職員にパソコンを昨年7月末までに導入が完了し、高速大容量通信ネットワークに対応する、校内LAN整備工事も昨年末に完了したところです。

今後は、来るべきICT教育時代の学びに対応すべく、学校での研修・研究を加速させていくところであります。

さらに、町立学校のエアコン設置についてですが、8月の町議会臨時会において補正予算を可決していただき、工事を進めてまいりましたが、2月に全校で設置完了となりました。

来夏からは、猛暑日に使用することで、熱中症対策等、児童生徒の健康管理に役立つもの期待しております。

次に、学校におけるインフルエンザの状況についてであります。例年11月頃から流行が始まっていましたが、今季については、全国的に流行入りが見られておりません。

秋が来る前は、新型コロナウイルスとインフルエンザのダブル流行を心配する声もありましたが、今期はこれほどまでインフルエンザの感染者が少ない原因は、まだはっきりとわかっていませんが、人と人

との距離を取ることや、手洗い・うがい・マスクの着用などの新型コロナウイルスの感染予防対策の徹底が要素として大きいのではないかと考えております。

次に、士幌高等学校に関して報告申し上げます。

12月21日、日本学校農業クラブ北海道連盟が主催する今年度の意見文コンクールにおいて、アグリビジネス科3年生の赤間かなうさんの「農業から広がる私の夢」がI類（生産・流通・経営）の部において最優秀賞を受賞しました。

また、1月14日及び15日に、標茶町で開催された第69回東北海道学校農業クラブ連盟実績発表大会に、校内大会を勝ち抜いた専攻班が分野I類、分野II類、分野III類、クラブ活動発表の各分野に6チーム出場しました。結果、分野I類で有機農業専攻班が優秀賞1席、分野II類で地域資源専攻班が優秀賞4席、分野III類で乳加工専攻班が優秀賞1席、野菜専攻班が優秀賞3席、クラブ活動発表で優秀賞1席に入賞しました。

さらに、1月28日から29日にかけて江別市で開催された日本学校農業クラブ北海道連盟第72回全道実績発表大会に出場し、分類I類で有機農業専攻班の「士幌町からオリンピック・パラリンピックへpartIV～GAPの普及と経済効果の研究～」が優秀賞5席、クラブ活動発表で「新時代へ～『志』が地域の想いを紡ぐ～」が優秀賞3席に入賞することができました。

何れの大会も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、動画や書類審査による開催となりましたが、これまで継続して取り組んできた研究成果が評価される結果となりました。

次に、環境専攻班が「第3回持続可能な世界・北海道高校生コンテスト」において、応募作品全49点の中から大賞を受賞し、1月23日にはオンラインによる交流会が行われました。

本校から参加した生徒は、他校の学習成果を学ぶとともに、目標に向かって活動している生徒たちとの交流を通して、さらなる持続可能な社会を目指し、今後の活動に意欲を見せているところです。

本年度の見学旅行は、当初10月に大阪・広島方面へ4泊5日の日程で実施する予定でしたが、未だ収束の見えない新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、旅行先を広島県のみに変更し、さらに日程を2泊3日に短縮し、安全対策を万全にしたうえで本年3月末に実施する予定であります。

多くの行事が中止となる中で、辛い日々が続いている生徒たちにとって思い出深い旅行となることを心から願っているところです。

次に、3月1日に執り行われました第68回卒業証書授与式は、北海道教育庁からの通知により、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル『学校の新しい生活様式』に基づいて、

来賓のご列席を自粛いただく等、参加人数を最小限とし卒業生と保護者（1名）及び教職員だけで短時間で実施したところでございます。

今年度は、アグリビジネス科26名、フードシステム科35名、合計61名の生徒が学舎を後にしました。

卒業生の進路状況につきましては、進学は4年制大学に6名、短期大学に6名、各種専門学校に12名が、就職は公務員に4名、土幌町農業協同組合職員をはじめ各種企業等に32名が内定し、進路決定率は98%となっております。

なお、町内の各種企業等に2名が内定しており、平成29年度からの合計で21名になります。

次に、令和3年度入学者選抜の再出願後の出願状況は、アグリビジネス科18名、フードシステム科18名となっております。2月10日には推薦入学者選抜の面接を、ここで申し訳ありません、訂正をお願いいたします。3月3日と4日となっておりますが、大雪のため1日延期されて、3月4日と5日に訂正をお願い申し上げます。続けます。3月4日と5日には一般入学者選抜の学力検査と面接をそれぞれ実施し、今後さらに第2次募集を行い、入学生の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、社会教育関係について報告申し上げます。

本年度の文化・スポーツの各分野で特に輝かしい足跡を残した町民を顕彰する文化・スポーツ賞等につきましては、各学校や団体・個人からの推薦に基づき社会教育委員に諮問し、過日答申を受け、教育委員会の会議で、文化部門は2団体及び3名を、スポーツ部門は2団体及び17名を決定したところでございます。

次に、各種学習活動では、女性ライフスクールがニュースポーツやパークゴルフ競技を計画に基づき実施しております。

なお、柏樹学級につきましては、本年度の活動を中止しているところでございます。

次に、文化活動では、例年は1月上旬に総合研修センター武道館で新春書初大会を開催しておりましたが、本年は新型コロナ対策のため自宅等で書初を行っていただき、総合研修センターのロビーで39展を1月7日から20日まで展示したところです。

また、例年2月には、土幌町下の句かるた大会が実行委員会主催により開催しておりましたが、本年度は新型コロナ対策のため中止したところでございます。

次に、スポーツ関係につきましては、農村運動公園スケートリンクが12月27日にオープンし、1月23日に町民スケート大会、2月6日にはリンク納め記録会が開催され、2月14日に利用を終了しました。

今シーズンは雪不足により、町スケート協会によるリンクの造成維持管理で大変ご苦勞をおかけしましたが、リンクコンディションを保

つことができたことに感謝を申し上げます。

また、株式会社佐藤塗装工業代表取締役佐藤有侯様には、地域貢献活動として2か年に亘り農村運動公園のスケートリンク舗装塗装と駐車場の区画線引きを実施していただき、12月の積雪がない中でリンクをオープンすることができ、深く感謝を申し上げます。

その他、各種競技団体等による各種大会が例年開催されておりましたが、新型コロナ対策のため、各主催団体の判断で中止されたところでございます。

次に、北海道教育庁からの通知により、年度末・年度始めの学校における新型コロナウイルスの感染拡大防止対策について、高校の卒業式は既に終了しておりますが、小・中学校の卒業式及び全校の入学式の対応につきましては、昨年と同様に、3密回避などの感染症対策を徹底することとし、参加者の身体的距離の確保、式全体の時間短縮、祝辞や式辞の文書配布などの対応により実施することにさせていただきますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、2月16日低気圧が急速に発達しながら北海道の東側を北上した影響で、土幌高等学校屋内体育館の屋根の一部がはがれる暴風被害が発生したので報告させていただきます。

幸いにも、当時、体育館やその周辺には生徒や教員はおらず、人的被害はありませんでした。

復旧を速やかに行う必要があり、2月18日に復旧工事請負費に係る補正予算を町長に専決処分していただき、本日の定例会で承認を求める議案を提案しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上申し上げ、教育行政報告といたします。

これで行政報告を終わります。

日程第5、町政執行方針、町長から町政執行方針の申出がありますので、これを許します。町長、登壇願います。

令和3年第1回定例町議会の開会にあたり、令和3年度の町政執行方針とあわせ、予算の概要について申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、極めて厳しい状況にありますが、ワクチン接種をはじめとする感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げる中、各種政策の効果や経済活動の改善により持ち直しが期待されるところであります。しかしながら、経済の水準は依然としてコロナ前を下回っており、感染拡大による内外経済への影響に注視しなければなりません。

そのような中、令和3年度当初予算については、感染防止と社会経済活動の両立を図りつつ、ポストコロナ時代の新しい社会を目指すものであります。一方で、国・地方の債務残高がGDPの2倍超となる見通しであり、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2020）」

秋間議長

5

小林町長

に基づいて経済財政一体改革を推進しようとするものであります。

地方においてもコロナ禍における経済変動とあわせ、人口構造の変化、自然災害の多発など、町を取り巻く環境が様変わりする中において、行財政、産業経済、町民生活と何れの分野においても厳しさ、多様さが増えています。

そのような中での町政推進は、時代のニーズをしっかりと踏まえつつ、健全な財政運営に留意しながら、戦略的な視点を持った地域づくりを積極的に推進しなければなりません。

令和3年度においても、第6期町づくり総合計画（平成28年度～令和7年度）、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）の推進方針を踏まえながら、

- ・協働の町づくりで町民力・地域力の向上
- ・時代のニーズを踏まえた戦略的且つメリハリのある町政の推進
- ・“賑わい”“元気”“潤い”のある町を目指して

を政策展開の基本とし、地域の人・産業・資源を活かした「活力のある町」と、町民誰もが安心・安全、生きがいを実感出来る「豊かな町」を目指し、全力を傾注して町政を推進して参る決意であります。

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況となるなか、国は、「緊急経済対策」としての第1次・第2次補正予算、「総合経済対策」としての第3次補正予算を編成し、感染防止と社会活動のレベルを引き上げるべく措置がされていますが、経済動向は依然として厳しい状況が予想されます。

この結果、令和2年度の国内総生産の実質成長率は▲5.2%程度（名目成長率は▲4.2%程度）、消費者物価指数変化率は▲0.6%程度と見込まれています。

令和3年度の経済見通しは、令和2年度第3次補正予算と令和3年度当初予算の15か月予算の総合経済対策により、令和3年度の国内総生産の実質成長率は4.0%程度（名目成長率は4.4%程度）と見込まれていますが、新型コロナウイルスワクチン接種が順調に進み、感染予防とあわせ経済の改善がなされることが重要であります。

そのような中での財政政策は、経済・財政一体改革を目指す予算として編成され、昨年12月21日に閣議決定され、新型コロナ感染防止対策とあわせ「人」・イノベーションへの投資、2050年カーボンニュートラルを目指す環境対策、切れ目のない子育て保育サービスなど全世代型社会保障制度、テレワークや働き方改革など地域共生社会の実現、自然災害からの復興や国土強靱化などを重点施策として、一般会計は106兆6,097億円、前年度比3兆9,517億円、3.8%増と、当初予算として9年連続で過去最高を更新し、100兆円超えが3年連続となったところであります。

経費別では、社会保障費（35兆8,421億円、0.4%増）、防衛費（5

兆3,422億円、0.5%増)が過去最大となり、新型コロナウイルス感染症対策の予備費として5兆円が計上されました。

歳入では、税収が▲9.5%となる見込みから、新規国債発行額は43兆5,970億円(前年度対比11兆408億円、33.9%増)と11年ぶりに増額となりました。このため、歳入に占める国債依存率は、前年度比9.2%増の40.9%となり、令和3年度末における長期債務残高は990兆円(国と地方あわせ1,209兆円)と見込まれ、先進国では突出して多い状況にあります。

また、北海道開発予算は、道路整備費(0.1%増)、農業農村整備費(2.1%増)を含む全体予算は、前年度比0.5%減の5,718億円となりました。なお、令和2年度第3次補正予算2,039億円を加えた15か月予算は7,758億円となり、令和2年度当初予算と令和元年度補正予算の合計7,711億円を上回る予算となりました。

地方財政においては、一般財源(水準超過経費を除く)は61兆9,932億円(前年度比2,414億円、0.4%増)となり、その内地方交付税は17兆4,385億円(前年度比8,503億円、5.1%増)、臨時財政対策債は5兆4,796億円(前年度比2兆3,399億円、74.5%増)となりました。

更に、「まち・ひと・しごと創生事業費」は引き続き1兆円が確保され、「地域社会再生事業費」についても引き続き4,200億円が計上されました。

このような国の経済、財政の動向の中にあって、町の行財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、その状況を踏まえつつ令和3年度の予算編成を行ったものでありますが、今後も財政の健全化に一層留意をしなければならないと、認識をしているところであります。

本年度も、第6期町づくり総合計画(後期計画)及び個別計画の推進とあわせ、第7期行政改革推進大綱を踏まえ、効率的かつ計画的な行財政運営に留意しつつ、時代のニーズを踏まえた施策を積極的に展開する、戦略的かつメリハリのある町づくりを推進して参る所存であります。

令和3年度においては、特別な取り組みとして展開しなければならない事業として、まず、1点目は何と言っても新型コロナウイルス感染症への対応であります。

新型コロナウイルス感染症による感染者・死亡者は2月20日現在で、世界では、感染者1億1,100万人、死亡者346万人、国内では、感染者42万人、死亡者7,400人、道内では、感染者18,000人、死亡者650人と未曾有のウイルス感染者の拡大であります。国内においては、第3波の感染拡大が収束しつつありますが、当面は予断を許さない状況にあり、一層の感染防止の徹底が必要であります。

令和2年度においては、地方創生臨時交付金(4億9,478万1千円)

や国庫補助金を活用しながら、感染防止対策、生活・経済支援とあわせ、公共施設の環境改善、農村部への光ファイバの整備などを推進してきました。

令和3年度においても引き続き新型コロナウイルス関連対策を推進するものでありますが、特に3月よりスタートするワクチン接種体制の構築に全力を傾注し、「よりスムーズにより安全な」接種を目指して参りたいと存じます。

2点目は、開町100周年記念に関してであります。

士幌町は、大正10年に当時の音更村から分村して令和3年が1世紀の大きな節目となります。

町内関係機関・団体の代表者による検討委員会を組織して、PR事業・記念事業・式典事業を実施すべく検討中ではありますが、新型コロナウイルスの感染状況にも留意しながら推進しなければなりません。

開町100周年記念事業を通じ、全国有数と言われる農業の町を築いてこられた先人の努力に敬意と感謝を表するとともに、新しい町づくりに向けて町民の思いを結集する機会として準備を進めて参りたいと存じます。

3点目は、多く計画の適切な推進であります。

令和3年度は、(1)第6期町づくり総合計画・後期計画(令和3年度～令和7年度 5か年計画)、(2)第7期行政改革推進大綱(令和3年度～令和7年度 5か年計画)、(3)第4期地域福祉計画(令和3年度～令和7年度 5か年計画)、(4)第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度 3か年計画)、(5)第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画(令和3年度～令和5年度 3か年計画)と多く計画がスタートとなるものでありますが、実施と検証を重ねながら、確かな町づくりを推進して参る所存であります。

次に、令和3年度に展開する主要な施策についてその考えを申し上げます。

1つ目は、時代のニーズを踏まえた計画的かつ効率的な町づくりの推進であります。

本年度においても、第6期町づくり総合計画(後期計画、令和3年度～令和7年度)、第2期士幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2年度～令和6年度)により、町づくりを推進するものであります。

推進にあたっては、政策調整推進会議をはじめとする庁内組織と連動して、町民会議や地方創生推進会議など、町民や関係機関・学識経験者にも広く参画をいただきながら、推進をして参りたいと存じます。

次に、財政健全化に向けての取り組みではありますが、国においては、「骨太方針2020」に基づき経済財政の一体改革を推進し、基礎的財政収支(プライマリーバランス)の改善を目指すものとしているところでもあります。

地方財政対策においては、地方交付税（8,503億円・5.1%増）と臨時財政対策債（2兆3,399億円・74.5%増）は増額となったものの、新型コロナウイルスの影響で財政状況が厳しくなることも予想され、地方自治を取り巻く環境がより多様で厳しくなる中にある町の町政推進は、時代のニーズをしっかりと見極めながら、より計画的かつ効率的な運営に留意しなければなりません。

本町においては、町の担う事務事業が多いこととあわせ、経常収支比率が高く（令和元年度決算88.1%）、財政の硬直化が進んでいる状況にあります。第7期行政改革推進大綱の具体的な推進により、健全な財政運営に一層留意をして参る所存であります。

2つ目は、地方創生の推進に向けた取り組みであります。

地方創生は、第2期総合戦略として

- ・地域産業の活性化と多様な雇用の創出
- ・交流、移住、定住の促進
- ・結婚、出産、子育ての支援
- ・安心して住み続けられる地域づくり

を4つの基本目標として

- ・多様な雇用やニーズに対応する住宅対策
- ・次世代農業（スマート農業など）の推進
- ・土幌高校の魅力向上と未来をけん引する若者支援による波及促進事業
- ・情報発信機能の充実

を、地方創生「推進交付金」などを活用しながら積極的に推進し、定住人口の安定、移住の促進、交流・関係人口の拡大など、地域の活性化を図って参る所存であります。

また、4つの閉校小学校の活用とあわせて美濃の家、旧土幌駅など町内の歴史的な資源を町づくりに活かすべく、取り組みを推進して参りたいと存じます。

更に、令和2年度からの繰り越し事業として「高度無線環境整備推進事業」（光ファイバ整備）を行うものでありますが、光ファイバ網を活用したスマート農業をはじめICT事業の展開を目指して参る所存であります。

3つ目は、活力ある地域産業の振興と地域活性化の推進であります。

基幹産業である農業をめぐっては、令和2年度は、気象の偏りが大きい状況とあわせコロナ禍の影響もあり、十勝の農業生産額は3,456億円（概算値）と2年ぶりに前年を下回り、本町においても昨年度の458億円を下回る見込みであります。その状況にあっても地域の経済・財政への波及効果は大きく、改めて十勝・土幌は農業が基幹産業であるとの思いを強くするものであり、生産者・関係機関のこれまでの努力に敬意を表すものであります。その一方で、国際化の拡大とあわ

せ、コロナ禍における消費構造の変化などがあり、それらの動向をしっかりと見極めながら対応していかなければなりません。国際化・グローバル化が進む中であって、これまでの生産性の高い土幌型農業に加えて、昨年度スタートした国の「食料・農業・農村基本計画」の主旨を踏まえ、農業・農村の多面的な機能を発揮しながら、

- ・「食」の発信
- ・多様な経営形態の検討
- ・担い手の育成
- ・スマート農業の推進
- ・持続可能な農業・農村づくり

などの取り組みを、農業振興対策本部（審議会・執行部会）が中心となって推進して参りたいと存じます。

一方、景気低迷や消費流出に加え、新型コロナの影響もあり商工業を取り巻く環境も一層厳しいものがありますが、商工業は農業と並ぶ主要な産業であることとあわせ、高齢社会の進行や消費者ニーズの多様化が進む中であっては、新たなサービス機能の充実も必要と認識をしているところであります。

令和3年度においては、新型コロナによる地域消費への影響をしっかりと見極めつつ、商工会と連携をして適切な支援対策を行って参りたいと存じます。

次に、道の駅ピア21しほろ、しほろ温泉プラザ緑風、土幌高原ヌブカの里の観光拠点についても、大変厳しい運営状況にありますが、町としても必要な支援を行うこととあわせて、指定管理者にも様々な制度も活用していただきながら、事業の回復にご尽力をいただきたいと存じます。

次に、労働力不足は何れの職種においても大きな課題となっている中、「土幌町雇用対策連絡調整協議会」において連絡・調整を進めるとともに、農業振興対策本部や町内関係機関との連携のもと、働き手の確保、労働環境の改善を推進して参る所存であります。

また、産業振興を進める上で、担い手の育成は重要な課題であり、町内関係機関との連携のもと、調査・研究やモデル事業を行いながら積極的に推進して参りたいと存じます。

4つ目は、子育て支援の推進であります。

子育て支援は、これまでも主要施策として推進して参りましたが、人口減少に立ち向かうべく、地方創生においても子育て支援は重要なテーマの1つであり、第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）とあわせ、第2期総合戦略の基本目標により、重点施策として事業を展開して参りたいと存じます。

本町においては、様々な子育て支援対策を推進してきたところであり、令和2年度においては、新型コロナ対策の一環として、認定こど

も園、へき地保育所、小中学校・土幌高校へのエアコン設置、GIGAスクール構想実施に向けた校内通信ネットワーク整備やタブレットの整備を行ったところではありますが、令和3年度においては、これらの利用促進に向けた対策を推進して参りたいと存じます。

一方、全国的に子供の虐待や事故の頻発、子どもの貧困と言われる事態を大変憂慮しているところであり、地域を挙げて子どもを守るために町・教育委員会・児童相談所・警察など関係機関との連携を徹底し、対策に取り組んで参りたいと存じます。

5つ目は、安心・安全が実感できる町を目指してであります。

少子高齢化、核家族化の進行と相まって、国の社会保障制度が見直される中であって、保健・医療・福祉の推進においては、実態や動向に注視をしながら、よりきめの細かい対応が必要であると認識しているところでもあります。

まず、健康づくりの推進については、「健康イキキしほろ21計画（第二次）」（平成27年度～令和6年度）や「第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）」及び「第3期特定健康診査等実施計画」（平成30年度～令和5年度）に基づき、啓蒙活動の徹底や巡回健診の定着（2会場、9回）を図りながら実施しているところではありますが、特定健診の実施状況についてはまだ地域差も大きく、全体として目標に達していない現状であります。令和3年度において、特定健診受診率58%（令和4年度60%）、特定保健指導率58%（令和4年度60%）の目標達成に向け、積極的に啓蒙活動を展開して参りたいと存じます。

次に、高齢者及び障がい者の福祉についてであります。第4期地域福祉計画「第8期介護保険事業計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」のスタートの年となりますが、福祉関係団体との連携のもと計画を推進して参る所存であります。

高齢者に関しては、医療や介護における自己負担が増加する傾向になっており、社会保障費抑制の方向は、今後更に強まることが予想され、その動向をしっかりと見据えなければなりません。

第8期介護保険事業計画における「第1号被保険者」の保険料基準月額、介護保険準備基金の繰入れも行いながら第7期と同額の月額6,100円に据え置くこととしました。事業の運営にあたり、介護予防と在宅介護の充実による保険料の高騰抑制と制度の安定を図って参りたいと存じます。

障がい者福祉では、NPO法人「土幌町障がい者支援の会」により「障がい者総合施設」を拠点として、

- ・日中一時支援
- ・地域活動支援センター
- ・就労継続支援B型

の事業が展開されているところであり、令和3年度からは、地域おこ

し協力隊による相談体制の強化を図るところであります。今後においてもNPO法人と連携しながら機能の充実を図って参りたいと存じます。

高齢者住宅及び障がい者総合施設などの整備により、「福祉村」内におけるハード面の整備はほぼ完了していることから、今後においては、その機能の連携を図りながら、「地域包括ケアシステム」の確立に向けた取り組みを一層進める必要があるものと認識をしているところであります。

更に、地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会など福祉関係団体と連携しながら、全地域で展開されている「ふれあい・いきいきサロン」や「見守りネットワーク事業」など、地域で支え合うシステムづくりを積極的に推進して参りたいと存じます。

地域福祉の推進に向けては、交通手段の確保が重要な要素であります。市街地におけるコミュニティバス運行（平成27年度開始）とあわせ、令和元年度より実施している「高齢者等移動支援実証事業」については、自動車運転免許証を有しない農村部の高齢者等を対象として、自宅から役場間のハイヤー代金6往復分のチケットを交付しておりましたが、新年度より12往復分に拡充し「高齢者等移動支援事業」として実施するものであります。

次に、地域医療に関わってであります。医師・看護師不足、診療報酬の改定などにより、自治体病院を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

病院問題は、町にとって大きな課題・懸案であると認識しているところであり、国保病院は町内唯一の医療機関、保健・医療・福祉を包括する「福祉村」の中核施設としての役割を担うものであります。サービスの向上とあわせ、経営改善の取り組みを行っていますが、依然として一般会計から4億円超の繰出しをしています。平成30年度において「町立病院改革プラン」に基づき、2病棟60床から1病棟50床としたところではありますが、今後において、行政改革の重点項目として人口構造や医療ニーズの変化を踏まえつつ、医療機能や経営形態に至る抜本的なあり方の議論を集中的に行って参りたいと存じます。

一方、「東日本大震災」から間もなく10年を迎えようとしていますが、その後も集中豪雨や地震など全国的に大きな被害が発生しているところでもあります。

大規模な自然災害が毎年のように繰り返される中、今後においても自然災害への対応は極めて重要であります。

地域防災計画により、防災備蓄品の整備や自主防災組織の設立を推進しているところではありますが、前年度において「防災行政無線」の整備や防災拠点（役場）の非常用電源設備の増強を行ったところであり、防災機能の充実や防災意識の向上を図りながら、少子高齢化社会

にあって“町民誰もが安心・安全を実感出来る地域づくり”に一層留意をして参る所存であります。

6つ目は、農村環境の充実であります。

本町における環境対策は、従前からの公害防止対策、ごみの適正処理（リサイクル、有料化）、快適環境づくり事業、自然環境保全対策に加えて、省エネとしての「環境マネジメントシステム」（L A S - E）や新エネルギービジョンを策定して、再生可能エネルギー事業を推進しているところであります。

北十勝2町環境衛生処理組合で行っている「ごみ処理」については、新しい中間処理施設が稼働する令和9年度より十勝圏複合事務組合に加入し、19市町村による広域処理に参加することとなりました。

今年度より、最終処分場の延命対策や移行に向けての諸課題の検討を行って参ります。

これら環境対策は、第2期「土幌町環境基本計画」（平成30年度～令和9年度 10か年計画）に基づき取り組むものでありますが、持続可能な農業、豊かな農村づくりに向け、SDGs（持続可能な開発目標 17項目）を第6期町づくり総合計画（後期計画）や第2期総合戦略の施策に位置付けて推進して参る所存であります。

その他、広域連携の拡大に取り組むとともに、多面的機能支払交付金事業（全町9地区）の継続、農業基盤整備事業（国営・道営）の推進、ふるさと納税の普及・拡大など、主要懸案事業に精力的に取り組んで参りたいと存じます。

それでは、令和3年度町予算の概要について申し上げます。

令和3年度一般会計予算額は、71億5,500万円で、前年度に比べ1億400万円、1.4%減の予算編成となりました。

6特別会計と病院事業会計を含めた全会計の予算額は、111億9,934万円となり、対前年度比6億252万円、5.1%の減となりました。

介護サービス事業特別会計では、特別養護老人ホームの設備の改修により、前年度比10.9%の増となりました。

簡易水道事業特別会計では、道営土地会長事業等の完了により、前年度比9.1%の減となりました。

公共下水道事業特別会計では、下水道処理場処理施設整備が終了したため、71.7%の大幅な減少となりました。

病院事業会計では、設備改修及び企業債償還金の増により、資本的収支で13.2%の増となりました。

主要な建設事業では、特別養護老人ホームのボイラー新設及び空調設備の改修に9,300万円、中学校校舎屋上防水工事に2,700万円、国保病院の待合室空調設備新設等に2,119万円を計上しました。

町道整備事業では、補助・単独事業あわせて、継続5路線、橋梁の長寿命化の修繕工事1橋、点検32橋、詳細設計4橋に2億7,872万円

を計上したところであります。

土地改良事業としては、農道では新規1路線3,500万円、農地耕作条件改善事業の排水路整備事業に7,000万円、道営土地改良事業では、基盤整備4地区、通作条件1地区、調査計画2地区、特別農道1地区で2億1,675万円、令和2年度に完了した国営かんがい排水土幌西部地区の繰上償還負担金として1億8,916万円を計上しました。

この他、例年実施している多面的機能対策事業（旧農地・水保全管理事業）に町内9地区の保全隊への補助金として1億4,457万円、こども発達相談センターのバリアフリー化に伴う改修及びエアコン設置に490万円を計上したところであります。

新型コロナ関連対策として、前年度に引き続きPCR検査費用助成に90万円、こどもの育ち応援特別給付金に900万円を計上しました。

また、経済対策としてはプレミアム商品券発行事業に2,000万円、事業継続緊急支援事業に1,800万円、観光拠点施設雇用継続支援事業に700万円を計上しました。

新型コロナウイルスワクチン接種関係では、接種会場の設備改修、病院への接種委託等の費用を含め5,179万円を計上しました。

福祉関係では、例年通り高齢者の見守りや地域包括ケアシステムの確立に向け、生活支援体制整備事業等を社会福祉協議会へ委託、障がい者団体活動への助成の経費を盛り込み、高等学校等修学支援事業にひとり親家庭への加算を創設し500万円に増額、例年補正予算で対応していた高齢者冬期就労対策に220万円、町内介護事業所でのデイサービスにリハビリ的運動を付加するフィットネス事業に189万円を新たに計上しました。

商工労働関係では、例年補正予算で対応していた冬期雇用対策事業に400万円、定住雇用促進賃貸住宅建設に750万円、今年度から2年間で実施するタウンプラザ施設維持補修に321万円を計上しました。

農林業関係につきましては、農業新分野開発推進事業に100万円、昨年度創設した民有林の造林事業補助の輝く未来につなぐ森林整備事業に300万円計上しました。

教育関係では、小中学校体育館、土幌高校校舎及び総合研修センターの照明LED化に757万円、地区公民館移動式スロープ整備に126万円を計上しました。

土幌高校では、今年で3年目となるキルギス共和国とのシーベリー等を通じた交流活動の経費、国際化人材育成推進事業委託料として350万円、魅力ある農業教育実践活動としてのG G A P（グローバルG A P）及び北海道H A C C P 認証に係る経費として207万円、農業マーケティング実践学習・農業先進技術活用実践学習に425万円を計上しました。

開町100周年記念事業として、記念誌、100年新聞などのP R 事業、

北海道日本ハムファイターズ応援大使、記念講演、記念式典などの経費を含めて3,700万円を計上いたしました。

この他、高齢者等移動支援事業（ハイヤー助成）を400万円に増額、地域少子化対策として結婚新生活支援に150万円、地方創生に関する経費として、東京23区からの移住者に対する助成金200万円を計上いたしました。

歳入では、町税関係で、3.6%減の10億5,417万円、地方交付税は、前年度と同額の26億3,000万円としたほか、寄附金は、令和元年度以降のふるさと納税の増加も鑑みて、前年度より1億9,100万円増の2億5,100万円。繰入金は、愛のまち建設基金から前年度より1億7,022万円増の2億5,000万円を計上しました。

臨時財政対策債は、前年度より1,850万円増の1億5,600万円。町債では、防災無線整備事業が完了し、2億3,180万円減の4億7,580万円となりました。

財源不足については財政調整基金と減債基金とから、4億4,458万円の繰り入れを見込み、更に不足する財源につきましては備荒資金組合からの還付金として、3億1,000万円を計上いたしました。

今後も、地方交付税の減少や補助金、交付金の削減、更には公債費の増加が予想されることから、今年度からスタートする第6期町づくり総合計画（後期）、第7期行政改革推進大綱の確実な実施に向け、国の様々な制度改正等の確に踏まえながら、より一層の財政の健全化を目指して参ります。

以上、令和3年度の町政推進と予算の概要に関し所信を述べさせていただきます。

予算案のそれぞれの内容を充分ご検討のうえ、原案をご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、予算の執行にあたっては更にご助言、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、町政執行方針といたします。

秋間議長　　ここで11時30分まで休憩といたします。

午前11時14分　休憩

午前11時30分　再開

秋間議長　　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

6

日程第6、教育行政執行方針、教育長から教育行政執行方針の申出がありましたので、これを許します。教育長、登壇願います。

秋間議長　　令和3年第1回定例会の開会にあたり、令和3年度士幌町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

堀江教育長　　教育基本法は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民

の育成を期して行われなければならない。」と、その目的と基本理念を明確にしているところであります。

この理念を踏まえ、町民の信頼と期待に応えるために必要な教育環境を整備し、教育の質を高めていくことは極めて重要であり、令和3年度から5年間を計画期間とする「土幌町教育振興基本計画」に基づき、教育施策の総合的・計画的な推進を図ってまいります。

今日の社会は、Society (ソサエティ) 5.0の到来が予想されるなど、急激な社会変化が進む中、人口減少やグローバル化に的確に対応しながら、変化を先取りした改革を進めていくことが必要であります。

そうした中、本町の学校教育においては、教育実践のテーマである「過去を見直し、今を見極め、先を見据える教育」を基調とし、子ども一人ひとりが夢と希望を持って「生きる力」を身につけるため、学校はもとより家庭や地域と連携して「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の調和のとれた育成を目指し、地域の温かい眼差しの中で、未来を担う子どもたちが人間性豊かで創造性にあふれ、心身ともにたくましく成長するよう充実した教育環境づくりに取り組みます。

また、社会教育においては、すべての人々がスポーツや文化活動など多様な活動に参加し、生きがいを持って心豊かな生活を営み、生涯にわたって学びその成果が活かせる生涯学習社会を展望しつつ、教育行政を推進してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、北海道教育委員会や学校、保護者の方々などと連携し、その対応に万全を尽くしてまいります。

次に、令和3年度の重点施策について申し上げます。

はじめに、学校教育についてであります。

学校においては、子どもたちが社会の一員として自立し、たくましく生きていくため知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成、すなわち「生きる力」を育成することが極めて重要であります。

生きる力の第一は、「基礎・基本を身につけた確かな学力」であります。

学力については、全国学力・学習状況調査の結果を検証・分析し、具体的な改善策に結びつける取り組みを行うとともに、学校間で情報を交流・共有することによって町内全体の学力の向上を目指します。

各学校では、子どもたちの学力向上のために、全校的な学校改善プランを策定し、継続的な取り組みを粘り強く進める一方、具体的な授業改善や個に応じた指導の充実に努めていますが、今後はそれらの取り組みを更に充実させてまいります。

平成22年度から各学校及び教育委員会で開始した子どもへの学習サポートは、年を経るごとに内容が充実し、支援体制や家庭との連携の部分でも着実に効果が見られるようになってきておりますが、今後と

も全ての小・中学校において、基礎基本の定着、苦手な学習の克服、自主的な学習態度の育成等を図るため継続することとして、更に効果の上がる取り組みにまいります。

全国的に教員が不足している状況にありますが、日常の授業においては、個に応じた指導の一層の充実を図るため、土幌町立小学校における学級編制等に関する規則に規定する基準により、低学年の少人数学級編制等、町費負担による臨時教諭の配置を継続実施することができるよう努力してまいります。

また、必要に応じて学校に臨時教諭、臨時講師、支援員を、医療的ケアが必要な児童生徒が就学する学校には看護師の配置を行ってまいります。

小規模複式校においては、子ども一人ひとりの願いや思いを大事にし、少人数であることのメリットが最大限発揮できる教育活動を展開していきます。また、集団活動や学び合う意識など、多人数でなければ体験できない学習を補うため、集合学習の内容に工夫を加えながら、更に積極的に推進してまいります。

昨年度の小学校学習指導要領の全面実施に伴う中学年の「外国語活動」並びに高学年の教科としての「外国語」の実施、さらに本年度の中学校学習指導要領の全面実施、本年度から段階的实施される高等学校学習指導要領によって実現される新課程など、小・中・高等学校を通じた外国語教育の抜本的強化が進められております。3名体制の外国語指導助手（ALT）派遣による「聞くこと・話すこと」の指導の強化とともに、研修等により小学校教員の授業力向上を図ってまいります。

特別支援教育については、校内連携会議や特別支援教育コーディネーターを中心に、全職員による特別支援教育の推進体制の充実を図るほか、特別支援教育支援員を要所に配置して、子ども一人ひとりの能力や可能性を伸長するきめ細かな指導・支援に努めてまいります。

また、教育委員会、学校、こども園、保育所等の関係機関の連携組織である「土幌町子育て支援連携協議会」で協議し、特別な教育的支援が必要な子ども一人ひとりに乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を推進してまいります。

教科指導における情報通信技術（ICT）の活用、情報活用能力の育成、校務の情報化の3つの側面を通して教育の質の向上を目指すため、ICT機器等の整備を計画的に進めてまいります。

本年度は特に、昨年度に導入した1人1台端末により、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現してまいります。さらに、令和6年度に本格導入を目指すデジタル教科書について、本年度は試行的に小・中学校の全

学年で1教科を導入して準備を進めてまいります。

学習指導要領の改訂により、昨年度から小学校教育でプログラミング的思考を身に付けることを目標とした「プログラミング教育」が完全実施されていますが、研修等により教員の指導力の向上を図ってまいります。

学校教育の成果は、教職員の資質能力と熱意によるところが極めて大きいことから、教職員が教師力を高める機会を拡充するとともに研修内容の充実を図り、能力を最大限発揮できるよう学校運営を支援してまいります。

そのために、学校教育指導の機会を活用するとともに、各種の研究会・研修会に積極的に参加してプロの教師としての腕を磨く研修を積極的に後押しするよう努めてまいります。

また、教職員の資質や実績を正しく評価することで教職員の意欲を引き出すとともに、学校教育に対する信頼を確保するため、教職員の服務規律の徹底を図ります。

生きる力の第二は、「優しさと思いやりのある豊かな心」の育成であります。

子どもたちが、互いを尊重し、ともに支え合いながら社会の一員として成長するためには、学校・家庭・地域が連携しながら、心身の健全な発達を支えていくことが大切です。

命を大切にする心や思いやりの心、公共心や規範意識を育てるため、あるいは社会性や豊かな人間性を育むため、道徳教育の充実に努めます。

具体的には、道徳の授業を参観日等で広く公開することに努めるとともに、北海道版道徳教材「きた・ものがたり」「北海道おもてなしハンドブック」を学校教育全般にわたって有効に活用するよう努めてまいります。

また、「特別の教科 道徳」については、その趣旨や理念の実現を図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりを確実に推進する要指導してまいります。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いかなる理由があろうと、絶対に許さないという強い認識に立ち、緊張感を持って未然防止に努めるとともに、早期発見・早期解消に取り組むことが必要です。

国が示した方針に基づき、教育委員会と各学校が策定した「いじめ防止基本方針」は、それぞれの状況や実態に応じて作られたものですが、小さいいじめはどの学校でも起こり得るものであり、各学校にお

いては必要に応じて見直しを行うとともに、教職員の組織的な取組や児童生徒への指導、保護者・地域への説明を年間を通して推進するよう努めてまいります。

生きる力の第三は、「健康とたくましい体力」の育成であります。

体力については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を検証・分析し、具体的な改善策に結びつける取組を行うとともに、学校間で情報を交流・共有することによって町内全体の体力・運動能力の向上を目指します。

各学校では、子どもたちの運動の日常化の取組の実践を行っていますが、体力を向上させるためには、学力と同じように毎日地道に取り組むことが大事なことであり、新体力テストの全学年実施や1校1実践の取組を更に充実させてまいります。

日常の規則正しい生活習慣の確立が、子どもたちの心身ともに健やかな成長に大きな影響を与えることから、家庭との連携を強化して、実効性を伴った早寝早起き朝ごはん運動を推進してまいります。

本町の児童生徒は、スポーツ少年団活動・部活動参加率が高く、各種スポーツ競技大会での成果が注目されていますが、健康・体力や運動能力の一層の向上を図る方策として、これらの活動を積極的に支援してまいります。

学校は子どもたちにとって安全で安心して学ぶ場でなければなりません。通学時の安全対策を含めて、実践的な防災・防犯教育を進めるとともに、子どもたちの安全・安心を確保し、快適に学ぶことができる教育環境を整備するために、家庭や地域・関係機関との連携を図ってまいります。

子どもたちの安全・安心に対する教職員の意識の高揚や学校における様々な危機を想定して対応する体制の整備を図るとともに、引き続き保護者には、道警「ほくとくん防犯メール」への登録を案内してまいります。

本町の特色ある教育の一つである、食農体験学習「大地くんと学ぼう」は、地元で生産される農畜産物などを利用した食品加工体験を通して、地域の産業や食育を学ぶなど、管内的にも注目される取組として継続して実施してまいります。

本町における「お弁当の日」の取組については、平成26年度から町内の全小学校で実施するようになりました。

今後も保護者の理解や協力を得ながらこの取組を継続し、「お弁当の日」が家族団らんの機会を増やし、家庭に明るい笑顔をもたらすことにつながることを願うものです。

各小学校間で長い歴史がある都市小学校との交流事業は、子どもたちの日常生活では経験することができない貴重な体験を通して、人間形成に大きな役割を果たすものと考えます。

事業実施にあたっては、相互交流を基本とすることから、交流先の理解と協力が必要となりますが、子どもたちの心に残る事業実施に向けて協議を進め、本事業の目的達成に努めてまいります。

学校給食では、衛生管理や指導の徹底を図るとともに、食の安全確保に努めてまいります。

地産地消の推進につきましては、町内生産者でつくる「もぎたて市なかよし会」や土幌高等学校の協力の下、土幌産の食材を生きた教材として活用し、安心できる給食を提供することで、地域の食文化への理解を深める取り組みを進めていきます。

また、栄養教諭等による食育の指導を通し、望ましい食習慣や生活習慣の確立に努めていくため、平成27年度から月1回、献立の中に「和食の日」を設けており、更なる和食への理解を深めることといたします。

さらに、食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように学校生活を安心して過ごすことができるように、教育委員会や学校においては、学校給食等における食物アレルギーの対応を進める必要があります。平成27年度に教育委員会が策定した「学校における食物アレルギー対応の指針」及び「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を活用し、町内の学校におけるアレルギー対応について、町内の関係者が共通認識を持って対応に当たることにします。

北海道士幌高等学校は、農業及び農業関連産業の担い手育成をめざし、地域の信頼に応える教育実践を経営方針として学校経営を展開してまいりました。

近年は、少子化の影響から、郡部校の存続が極めて厳しい状況にあるものの、本校の農業教育の実践は、望ましい勤労観や職業観を育むとともに、修学支援制度や海外文化交流事業などを活用し、農業の魅力を伝え地域を支える産業人育成のために大きな役割を果たしているところです。

今後につきましても、本校の魅力をより一層高め、環境に配慮した安全・安心な専門性の高い農業教育を実践することを目標に、全教職員が一丸となって取り組んでまいります。

平成28年度に開設した土幌町こども発達相談センターの管理・運営を、町長から事務委任を受けて教育委員会で実施しております。

児童の心身の発達に関する相談、指導、療育等の支援を行う事業のほか、児童福祉法に基づく指定通所支援事業所としての児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援の事業を適切に実施してまいります。

台風等による臨時休業や感染症による学級閉鎖などが発生した場合にも授業時数を確保することができるよう、平成30年度から小・中学校を対象に土曜日に学校行事等を実施した際、少なくとも1回は翌月

曜日を休業日とせず授業日とする取り組みを実施しておりますが、本年度も継続して実施してまいります。

今後、我が国は人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、本町においても児童数が急激に減少することになるため、また、国では公立小学校第2学年から第6学年までの学級編成を、令和3年度から5年間をかけて学年進行で段階的に現在の40人から35人に引き下げる計画であるため、各小学校の将来の学年別児童数を毎年度推計してまいります。

子どもたちの健やかな成長を支えるためには、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる環境をつくる必要があります。

そのため、地域住民や保護者が学校運営に参画し、学校が地域と一体となって子どもたちを育み、特色ある学校づくりを推進する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を平成30年度から認定こども園を含め町内全ての小・中・高等学校に導入しました。今後より一層、学校運営の基本方針や活動状況などを保護者や地域住民と共有してまいります。

学校が、保護者や地域住民の期待に応え、子どもたち一人一人の力を最大限に伸ばすためには、認定こども園・小学校・中学校・高等学校の各学校段階間の連携・接続を図りながら、管理職がリーダーシップを発揮して学校運営に当たるとともに、教職員がそれぞれの力を発揮できる環境づくりが重要です。

このため、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、学校における働き方改革を推進するための方策をさらに検討し、取組を一層推進してまいります。

次に、社会教育についてであります。

平成29年度から5年間を計画期間とする社会教育中期計画に基づき、各種の社会教育施策を推進してまいります。

町民が生涯にわたって生きがいをもち、充実した生活を実現するために、それぞれのライフステージに応じた学習活動を行って自己実現を図ることが必要であり、その意味では社会教育の果たす役割は極めて重要であると考えます。

近年、核家族化や少子化などの影響により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。このため、家庭教育に資する学習活動や、子育てに関する支援事業の充実に努めてまいります。

生涯学習の推進については、いつでも、どこでも、だれもが必要に応じて生涯学びあえる環境づくりを進める必要があることから、様々な学習機会の提供に努めてまいります。

少年教育については、サタデースクール、放課後子ども教室、イングリッシュキャンプ、学習サポート塾の継続実施により、自然や生活

体験を重視した学習を行い、子どもたちの自立心や協調性、社会性などを養い、豊かな人間形成を図る学習機会の充実を図ってまいります。

青年教育については、町づくりの更なる活性化を図るため、青年組織の主体的活動を支援するとともに、ボランティア活動や地域社会づくり等に参加するなど、若い力の町づくりへの積極的な参加を支援してまいります。

成人一般教育については、学習ニーズに対応した多様な学習機会が必要であることから、生涯学習講座や研修会、出前講座などを開設し、様々な学習機会の提供に努めるとともに、各種団体やサークル活動への支援を行ってまいります。

家庭教育については、インターネットやスマートフォンの普及などの社会環境や共働き家庭の増加など家庭環境の変化により、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、新たな課題が発生しています。

そのため、教育を考える集いやインターネット安心講座などの学習機会の提供を行い、家庭教育の充実を図ってまいります。

女性教育については、土幌町男女共同参画推進条例を制定して以来、基本計画に沿って関係機関等と連携協力して取り組み、女性団体の活動支援を行っています。

引き続き、女性団体の主体的活動を支援し、女性ライフスクールの開設、地区女性学級の支援を行ってまいります。

高齢者教育については、柏樹学級の開設により、スポーツ・ボランティア活動や世代間交流活動を通して心身の健康増進に努め、生きがいのある生活が実現できるよう支援していくほか、豊かな経験を生かした学習活動や社会参加を推進してまいります。

本町における文化活動は、文化協会加盟団体や各種サークルにより自主的な活動が活発に行われています。引き続き文化団体への活動支援や芸術鑑賞会、文化祭の開催を行ってまいります。

したしみ図書館については、生涯学習のための拠点として、町民の読書要求と学習意欲に応えられる資料を収集・提供するとともに、広く町民に親しまれる図書館づくりに取り組んでまいります。

また、子どもの読書活動を推進するため、小学校と連携した巡回図書や、読み聞かせ等の活動を継続するとともに、ボランティアサークルの育成を図り、小学校などでの読み聞かせ活動等の更なる充実を図ってまいります。

スポーツについては、健康や体力の維持・増進のほか、地域コミュニティ形成にも大きな役割を果たすものであり、「町民一人一スポーツ」運動を推進してまいります。

また、町民が個々の体力や健康状態に応じてスポーツに取り組めるよう、初歩的なスポーツ教室や軽スポーツの普及促進に努めるほか、

スポーツ推進委員や町体育連盟各競技団体と連携を図り、各種競技大会を開催いたします。

スポーツ少年団活動は、競技技術の向上に加えて、子どもたちの健全育成にも大きく寄与するものであり、指導者の養成や日常活動に対する支援に取り組んでまいります。

社会教育施設については、複合施設である総合研修センターが平成6年に開設して以来、生涯学習の拠点施設としての役割を果たしております。

今後も、いつでも・だれもが学ぶことができる施設として多くの町民の方々に利用していただけるよう、利用者のニーズを的確に把握して、要望に十分応えられるよう、施設・設備の維持・管理に努めてまいります。

また、本町では、各地区公民館が地域コミュニティを形成する場として重要な役割を果たしており、地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に大きく寄与しています。公民館活動推進委員会への継続した支援を行うとともに、公民館施設は各地区の活動拠点であるとともに災害時の避難場所に指定されていることから、施設・設備の適切な維持・管理を行ってまいります。

その他、スポーツ施設についても、施設延命化のため、適切に維持・管理してまいります。

児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を、町長から事務委任を受け、平成28年度から教育委員会で実施しております。

小学校との連携を図り、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供してまいります。

以上、令和3年度教育行政執行方針について申し上げます。

教育委員会制度改革により、平成27年度から町長と教育委員会で総合教育会議を開催しておりますが、教育委員会といたしましては、これまで以上に町長と連携して、土幌町教育大綱に掲げる「輝く未来へ

しほろ創生」の基本理念のもと、今後も次代を担う本町の子どもたちの心豊かな成長と、町民の皆様の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造をめざし、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体等との連携を深めて本町教育のより一層の充実・発展のため、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

秋間議長

これで行政報告並びに執行方針が終わりました。

これに関連して一般質問を追加される方は、本日午後4時までに通告書を提出されますようお願いいたします。

ここで1時15分まで昼食休憩といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時15分 再開

秋間議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

本定例会に提出された議案について理事者からの提案理由総括説明を求めます。副町長、登壇願います。

高木副町長

それでは、今期定例議会に提案しております議案の総括説明をいたします。

議案につきましては、専決処分承認1件、補正予算6件、人事案件2件、指定管理者の指定3件、附属機関の見直しに伴う新規条例等の制定9件、そのほか条例の全部改正及び一部改正9件、令和3年度当初予算が一般会計から病院事業会計までの8件で、合計38件の議案を提出させていただいております。

承認第1号は、令和2年度一般会計補正予算〔第10号〕の専決処分の承認であります。議案第1号から第6号までは、一般会計ほか特別会計及び病院事業会計の補正予算であります。議案第7号は固定資産評価審査委員会委員の選任、議案第8号は人権擁護委員の推薦であります。議案第9号から第11号は、指定管理者の指定についてであり、いきいきデイサービスセンター、下居辺交流施設、地域創造発信拠点施設の3施設であります。議案第12号から第20号までは、附属機関の見直しに伴う新規条例等の制定であります。議案第12号は土幌町地域創生推進会議設置条例、議案第13号は土幌町空家等対策協議会設置条例、議案第14号は土幌町成年後見制度申立審査会設置条例、議案第15号は土幌町立特別養護老人ホーム入退所検討委員会設置条例、議案第16号は土幌町認知症高齢者及び障がい者緊急支援事業利用判定等会議設置条例、議案第17号は土幌町地域ケア会議設置条例、議案第18号は土幌町農業委員会委員候補者評価委員会設置条例、議案第19号は土幌町開町記念事業検討委員会設置条例、議案第20号は附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例であります。議案第21号から29号までは、条例の全部改正及び一部改正であります。議案第21号は土幌町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第22号は土幌町スクールバス管理条例、議案第23号は土幌町公民館設置条例、議案第24号は土幌町国民健康保険条例、議案第25号は土幌町介護保険条例、議案第26号は土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第27号は土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、議案第28号は土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例、

<p>7 秋間議長 猪 狩 総務係長</p>	<p>議案第29号は土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例で、議案第22号以外は全て一部改正であります。議案第30号から37号までは、令和3年度の一般会計、6特別会計及び病院事業会計の予算についてであります。</p> <p>これ以外につきましては、人事案件1件について追加提案を予定しております。</p> <p>議案提案の都度詳細をご説明いたしますので、ご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます、総括説明といたします。</p> <p>日程第7、監報告第1号「例月出納検査報告」を行います。 職員に朗読させます。</p> <p>監報告第1号。 土幌町長、小林康雄様。土幌町議会議長、秋間紘一様。 土幌町代表監査委員、佐藤宣光。 例月出納検査報告。 例月出納検査の結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により、次のとおり報告します。 例月出納検査報告書。 令和2年度11月分、令和2年12月18日、佐藤監査委員、令和2年度12月分、令和3年1月20日、佐藤、河口監査委員、令和2年度1月分、令和3年2月19日、佐藤、河口監査委員。 下記の関係諸帳簿を調べ、現金出納状況及び現金保管状況につき検査をしたところ、いずれも適正であった。 記以下は記載のとおりですので、朗読を省略します。 以上です。 代表監査委員の補足説明があれば求めます。 ございません。</p>
<p>8 秋間議長 佐藤代表 監査委員 秋間議長</p> <p>8 亀野総務 企画課長</p>	<p>これで例月出納検査報告を終わります。</p> <p>日程第8、承認第1号「専決処分承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。 それでは、総務企画課長、亀野よりご説明を申し上げます。 令和2年度土幌町一般会計補正予算〔第10号〕について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年2月18日付をもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 今回の補正の専決は、2月15日から17日にかけて猛烈に発達した低気圧に伴う暴風雨の影響により、土幌高等学校の体育館の屋根の一部が剥がれ、早急に修理する必要性がありましたので、専決処分を行った</p>

ものでございます。

それでは、1枚目おめくりいただきまして1ページを御覧願います。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,155万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億9,986万1,000円に改めたものでございます。

それでは、歳出から説明をいたしますので、5ページを御覧願います。14款1項1目公立学校施設災害復旧費において、14節工事請負費に高校体育館災害復旧工事1,155万円を追加したものでございます。特定財源につきましては、雑入金に公有物件建物災害共済金288万7,000円を充当したところでございます。

続いて、歳入について説明をいたしますので、4ページを御覧願います。上段の9款1項1目地方交付税において普通交付税866万3,000円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから承認第1号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

9 **日程第9、議案第1号「令和2年度土幌町一般会計補正予算」**を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長。

亀野総務 総務企画課長、亀野よりご説明を申し上げます。

企画課長 議案第1号 令和2年度土幌町一般会計補正予算〔第11号〕は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億532万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ88億9,453万3,000円に改めようとするものでございます。

繰越明許費は第2表、繰越明許費に、地方債の補正は第3表、地方債補正によるものでございます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業などの中止や事業実績などによる執行残の減額整理と、追加分ではふるさと寄附金の増に伴う一連の経費と除雪関連、道営土地改良事業負担金及び各基金の積立てが主な内容となっております。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、15ページを御覧願います。1款1項1目議会費では、コロナの影響により、8節旅費を22

6万円減額し、13節使用料及び賃借料を80万円減額するものでございます。

次に、2款1項1目一般管理費では、特定財源につきましてコロナ対策消耗品備蓄に伴う費用の一部に対し財源補正を行い、地域づくり交付金230万円を充当し、事業実績に伴い地方創生臨時交付金531万6,000円を減額、充当するものでございます。

次に、3目財産管理費では、公共施設等の手洗い場自動水栓工事の終了に伴い、特定財源につきまして財源補正を行うもので、地方創生臨時交付金191万8,000円を充当いたします。

次に、6目企画費では、主にコロナの影響を受け、事業の中止や出張の自粛などと併せ、特別定額給付金に関わる経費について減額をしており、追加分としてはふるさと寄附金の増に伴い、7節報償費で1,198万円を追加し、11節役務費では返礼品の運搬料381万5,000円及び最終行のその他手数料に各種ポータルサイト利用料手数料231万円を追加をしております。1枚おめくりいただきまして16ページを御覧願います。寄附受付委託料など、12節委託料に受付委託料140万円、管理支援業務委託料45万円、合わせて185万円を追加するものでございます。特定財源につきましては、地域の名産品魅力発信事業に対し財源補正を行い、地域づくり交付金60万円を充当し、指定寄附金2,000万円の充当のほかは事業実績に応じて記載のとおり充当するものでございます。

次に、7目環境対策費では、コロナの影響により1節報酬から18節負担金補助及び交付金まで合わせて30万円を減額いたします。

次に、9目情報管理費では、12節委託料15万9,000円を実績により減額し、特定財源につきましても同額減額するものでございます。

次に、17ページに移りまして、12目諸費では、特財源につきまして防災備蓄品の購入費用に対し財源補正を行い、地域づくり交付金100万円を充当し、事業確定に伴い、それぞれ記載のとおり減額、充当するものでございます。

次に、14目愛のまち建設基金費では、24節積立金にふるさと納税分として2,000万円、一般分として1,204万円、合わせて3,204万円を追加し、指定寄附金を同額充当するものでございます。

次に、15目飯島賞贈呈基金費では、表彰該当者がなかったため7節、記念品を減額し、24節で基金利子を積み立てるもので、特定財源においても同様の整理を行うものであります。

次に、3款1項1目社会福祉総務費では、コロナの影響により、8節旅費から18節負担金補助及び交付金まで合わせて197万9,000円を減額をいたします。

次に、3目障がい者福祉費におきましても8節旅費を7万3,000円減額し、特定財源につきましては障がい者等通所施設等交通費及び訓

練費等助成事業に対し財源補正を行い、地域づくり総合交付金20万円を充当いたします。

次に、1枚おめくりいただきまして18ページを御覧願います。4目老人福祉費では、コロナの影響を受けて事業中止に伴い、10節需用費から18節負担金補助及び交付金まで合わせて198万円を減額をいたします。

次に、5目老人福祉施設費では、特定財源につきまして、コロナ感染対策事業の精査に伴い、介護サービス繰出金の財源補正を行うものでございます。

次に、3款2項1目児童福祉総務費では、14節工事請負費7万7,000円を実績により減額し、特定財源につきましては学童の利用料減免に対し25万1,000円、財源補正を行い、地方創生臨時交付金17万4,000円充当するものでございます。

次に、2目認定こども園費では、予定していた研修中止など、8節、18節合わせて52万4,000円減額し、特定財源につきましては財源補正を行い、道支出金317万7,000円を充当いたします。

次に、3目へき地保育所費につきましても、2目同様8節、13節、19ページ上段の18節合わせまして18万7,000円を減額し、特定財源においても同様の整理を行うものでございます。

次に、19ページに移りまして、4目児童手当費では、事業確定に伴い、特定財源につきまして財源補正を行うものでございます。

次に、5日子育て支援推進費では、コロナの影響により、各節合わせまして8万5,000円減額し、事業実績に伴い財源補正を行い、特定財源に地方創生臨時交付金25万8,000円を充当いたします。

次に、4款1項1目保健衛生総務費では、福祉避難所トイレ改修工事の終了に伴い財源補正で、特定財源として地方創生臨時交付金19万1,000円を減額、充当いたします。

次に、2目予防費でも事業実績に応じ財源補正をするもので、特定財源に地方創生臨時交付金4万7,000円を充当いたします。

次に、4目病院費では、地方創生臨時交付金の事業実績に伴い18節、23節合わせまして88万2,000円を減額し、特定財源につきましては財源補正を行い、地方創生臨時交付金150万円を減額、充当するものでございます。

次に、5目上水道費では、水道事業において各事業の完了に伴い、簡易水道事業会計への繰出金2,050万8,000円を減額をいたします。

次に、1枚おめくりいただきまして20ページを御覧願います。6目新型コロナワクチン接種事業費では、ワクチン接種体制確保に必要な所要の経費を追加しており、10節需用費に12万6,000円追加し、予約専用回線追加工事に伴い14節工事請負費に9万9,000円を追加し、17節備品購入費に予防接種備品購入費7万4,000円を追加するもので、

特定財源につきましては新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金を同額充当するものでございます。

次に、4款2項1目ごみ処理費では、北十勝二町環境衛生処理組合運営分担金の額が定まりましたので、18節負担金補助及び交付金を24万1,000円減額をいたします。

次に、2目し尿処理費でも、十勝圏複合事務組合負担金確定に伴い18節負担金補助及び交付金に19万9,000円の追加をいたします。

次に、5款1項1目労働諸費では、助成制度に対しての実績精査に伴い18節負担金補助及び交付金を1,060万円減額し、財源補正についても同様の整理を行うものでございます。

次に、21ページに移りまして、6款1項1目農業委員会費では、コロナの影響により、7節報償費から13節使用料及び賃借料まで合わせて191万3,000円を減額をいたします。

次に、4目農業振興基金運用事業費では、18節負担金補助及び交付金のうち、コロナの影響により、最初の行、文化交流学生派遣事業負担金及び最終行の次世代農業促進事業助成金、合わせて725万円減額し、その他につきましては事業実績に伴い減額し、24節積立金は利子等の確定により3,266万4,000円を追加するもので、特定財源として基金利子収入、基金繰入金ほか増減した1,746万2,000円を充当するもので、ございます。

次に、5目農業振興人材育成基金運用事業費では、コロナの影響を受け、18節負担金補助及び交付金を41万4,000円減額し、24節積立金では利子等の確定により69万6,000円を追加し、特定財源として基金利子収入28万2,000円を充当するものでございます。

次に、6目畜産業費では、24節、酪農振興基金積立金を225万5,000円追加し、特定財源として基金利子収入及び基金繰入金、合わせて38万9,000円を充当いたします。

次に、1枚おめくりいただきまして22ページを御覧願います。7目土地改良事業費では、事業実績に伴い、12節委託料から21節補償補填及び賠償金まで、増減合わせて2,633万4,000円を追加し、特定財源として受益者分担金1,806万円を追加、起債5件合わせて919万8,000円を減額、充当するものであります。

次に、8目農地利用集積円滑化事業基金運用事業費では、事業実績に伴い、18節負担金補助及び交付金に10万8,000円を追加し、24節積立金を110万9,000円減額し、特定財源として基金利子収入及び雑入金を合わせて100万1,000円を減額、充当するものでございます。

次に、6款2項1目林業振興費では、森林環境譲与税の増に伴い、24節積立金に8万4,000円を追加し、特定財源につきましてはエゾシカ緊急対策事業に対し、地域づくり交付金10万円を充当いたします。

次に、23ページに移りまして、2目林業費では、事業実績に伴い、

18節、道営林道事業負担金を140万円減額し、特定財源としても辺地対策事業債150万円を減額、充当いたします。

次に、7款1項1目商工振興費では、事業確定に伴い、18節負担金補助及び交付金を138万5,000円減額し、特定財源においても同様の整理を行うものでございます。

次に、2目観光振興費につきましては、観光拠点施設雇用継続支援金給付事業に対しての財源補正で、445万5,000円を減額、充当しております。

次に、8款1項1目土木総務費では10節需用費の電気料を100万円減額し、3目公園管理費は10節需用費、12節委託料、合わせて126万円を減額をいたします。

次に、1枚おめくりいただいて24ページを御覧願います。2項2目道路橋梁維持費では、除雪車の修繕費及び除雪経費、合わせて1,506万円を追加するものでございます。

次に、3目道路橋梁新設改良費では、事業実績に伴い、12節、14節合わせて1億9,487万3,000円を減額し、特定財源として国支出金1億1,830万7,000円、起債4件6,823万3,000円を減額、充当いたします。

次に、8款4項1目公共下水道事業費では、事業実績により、下水道事業会計への繰出金2,792万6,000円を減額するものでございます。

次に、25ページに移りまして、8款5項2目住宅建設費では、公営住宅建設事業に係る事業確定に伴い、8節から14節まで合わせて342万7,000円減額し、特定財源として使用料6万6,000円、国交付金151万3,000円を減額、充当するものでございます。

次に、3目住宅団地造成管理費では、分譲地造成工事のほか、事業実績に伴い、14節から18節まで合わせて715万5,000円を減額し、特定財源についても同様の整理を行うものでございます。

次に、10款1項1目教育総務費では、コロナの影響により事業中止を受け、12節委託料を232万9,000円減額し、特定財源として繰入金を133万9,000円減額、充当いたします。

次に、2目スクールバス管理費は、事業確定に伴い財源補正で、特定財源として地方創生臨時交付金15万9,000円を充当するものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして26ページを御覧願います。10款2項1目学校管理費では、各小学校燃料費不足分として10節需用費に160万円を追加し、コロナ感染対策事業の確定に伴い特定財源について財源補正を行い、国支出金216万9,000円を充当いたします。

次に、2目教育振興費では、コロナの影響により、都市小学校交流活動中止に伴い18節負担金補助及び交付金を606万3,000円減額し、コロナ感染対策事業などの確定に伴い特定財源として財源補正を行い、地方創生臨時交付金35万6,000円を充当いたします。

次に、10款3項1目学校管理費では、中学校燃料費の不足に伴い10節需用費に120万円追加し、コロナ感染対策事業などの確定に伴い特定財源として財源補正を行い、国支出金58万1,000円を充当いたします。

次に、27ページに移りまして、2目教育振興費では、8節旅費で会計年度任用職員費用弁償19万円減額し、コロナ感染対策事業などの確定に伴い特定財源として財源補正を行い、地方創生臨時交付金115万4,000円を充当いたします。

次に、10款4項1目学校管理費では、コロナ感染対策事業などの確定に伴い財源補正をするもので、特定財源として国支出金160万2,000円を充当いたします。

次に、2目教育振興費では、コロナの影響により12節委託料、18節負担金補助及び交付金合わせて390万2,000円を減額し、特定財源においても同様の整理を行うものでございます。

次に、4目農場管理費では、コロナの影響により12節委託料を100万6,000円減額し、交付金事業採択に伴い17節に機械器具購入費698万9,000円を追加し、特定財源につきましては学校施設環境改善交付金235万2,000円、教育・福祉施設等整備事業債460万円を充当するものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして28ページを御覧願います。10款5項1目社会教育総務費では、会計年度任用職員の減に伴い、1節報酬から4節共済費まで合わせて261万8,000円を減額し、コロナの影響など、8節旅費、18節負担金補助及び交付金合わせて63万3,000円を減額をいたします。

次に、2目生涯学習推進費では、コロナの影響により、7節、10節合わせて170万円を減額をいたします。

次に、3目公民館費でも2目同様、18節で10万円減額をいたします。

次に、10款6項1目保健体育総務費につきましても、コロナの影響を受け、各種大会中止に伴い18節で86万円を減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、14ページを御覧願います。21款1項1目法人事業税交付金は、令和元年度税制改正に伴い、地方法人特別譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人税割の減額分の補填措置として法人事業税の一部を道府県から市町村に交付する制度が創設され、今年度から交付された499万7,000円を新たに追加をしたものでございます。

次に、1枚戻っていただきまして13ページを御覧願います。中段の19款5項5目2節、備荒資金組合納付還付金を1億990万4,000円減額計上して収支の均衡を図ったところでございます。

次に、6ページを御覧願います。第2表、繰越明許費ですが、一部

組合の負担金及び国の補正予算等を活用し、実施する事業において、年度内に完了することが困難な事業などにつきまして計上しております。十勝圏複合事務組合負担金1万7,000円、農地耕作条件改善事業6,471万2,000円、道営土地改良事業負担金1億220万円、合わせて1億6,692万9,000円を翌年度へ繰り越し、事業を実施しようとするものでございます。

次に、7ページに移りまして、第3表、地方債補正は、交付金事業採択に伴い、教育・福祉施設等整備事業債を新たに追加し、各事業費の確定に基づき、起債限度額を7ページから8ページにかけてそれぞれ変更するほかは、次のページ、8ページ下段の廃止については国庫補助の内示額減額による事業未実施や地方債の借入れの取りやめによるものでございます。

なお、29ページから31ページまでは給与費明細書、最終ページ、32ページには地方債の現在高の見込みに関する調書をそれぞれ掲載してございますので、ご参照のほどよろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10

[日程第10、議案第2号「令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

藤村保健福祉課長 保健福祉課長、藤村から議案第2号 令和2年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算〔第6号〕についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ662万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,239万1,000円に改めようとするものであります。

歳出からご説明いたしますので、5ページをお開き願います。8款1項1目保険税還付金、22節償還金利子及び割引料の50万円は、新型コロナウイルス感染症の国保税減免による還付金を見込むことによる増額で、特定財源として特別調整交付金を同額充当するものであります。

2項1目直営診療施設勘定繰出金、27節繰出金は国保病院に係る救

	<p>急患者受入れ態勢などのための経費を負担するため612万8,000円を追加、特定財源は記載のとおり特別調整交付金分などをそれぞれ同額充当するものであります。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 1	<p>日程第11、議案第3号「令和2年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。</p>
藤村保健福祉課長	<p>保健福祉課長、藤村から議案第3号 令和2年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算〔第4号〕についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億5,626万7,000円に改めようとするものであります。</p> <p>歳出からご説明いたしますので、6ページをお開き願います。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費70万円を減額、9目居宅介護サービス計画給付費30万円を減額、7ページに移りまして、2項1目介護予防サービス給付費70万円を追加、7目介護予防サービス計画給付費30万円を追加、3款1項1目介護予防・生活支援サービス費は財源補正で、各給付の増減は実績見込みによりそれぞれ計上したもので、特定財源として記載のとおり制度のルールに基づき調整するものであります。</p> <p>8ページに移りまして、4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、前年度繰越金の精算による余剰金97万5,000円を追加するもので、特定財源として前年度繰越金などを同額充当するものであります。</p> <p>歳入につきましては、特定財源で説明していますので、省略いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>

		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
1 2	秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第12、議案第4号「令和2年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
	増 田 建設課長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。 建設課長、増田から議案第4号 令和2年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,754万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,888万6,000円に改めようとするものでございます。 第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものとします。 最初に、歳出予算からご説明いたしますので、9ページを御覧願います。1款1項1目一般管理費の12節委託料2,000万円と26節公課費100万円の減額をいたします。特定財源につきましては、公営企業会計適用債1,700万円の減額をするものでございます。 次に、2款1項1目水道施設費の8節旅費8万2,000円、13節使用料及び賃借料10万円、14節工事請負費770万円、16節公有財産購入費10万円、18節負担金補助及び交付金では簡易水道事業負担金の減により1,750万円、21節補償補填及び賠償金18万7,000円などの全ての節を減額するものでございます。特定財源につきましては、水道管移設工事負担金700万円減額、水道施設費繰入金2,006万8,000円を減額、水道事業債3,300万円を減額するものでございます。 10ページを御覧願います。3款1項2目利子の22節償還金利子及び割引料を88万円減額し、特定財源では簡易水道事業債償還利子繰入金を44万円減額するものでございます。 次に、歳入の一般財源についてご説明いたしますので、7ページを御覧願います。4款1項1目繰越金で前年度繰越金に2,447万1,000円を増額、5款1項1目延滞金1,000円を減額、2項1目雑入548万9,000円を消費税の還付のため増額し、歳入歳出の均衡を図ったものです。 次に、4ページを御覧願います。第2表、地方債で廃止になっております土幌地区簡易水道事業については、前年度補正額が増額したため、令和2年度分が少額となり、地方債の借入れの必要がなくなったためと公営企業会計適用債は企業会計に向けての準備事業でございしますが、自前で資料収集及び資料整理を行ったため、今年度分としては

	事業実施の必要性がなくなったためでございます。
	次に、11ページは、地方債残高等の見込みに関する調書で、ここに記載のとおりでございます。
	以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 3	日程第13、議案第5号「令和2年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算」 を議題といたします。
	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。建設課長。
増 田 建設課長	建設課長、増田から議案第5号 令和2年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算〔第2号〕についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9,921万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億3,699万3,000円に改めようとするものでございます。 第2条、地方債の補正は、第2表、地方債補正によるものでございます。 最初に、歳出予算からご説明いたしますので、9ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費では、8節旅費5万円、26節公課費260万円を減額します。特定財源につきましては、一般会計からの繰入金50万円と公営企業会計適用債100万円を減額するものでございます。 次に、2目下水道管理費では、12節委託料について事業精査により295万5,000円減額するものです。特定財源につきましては、一般会計からの繰入金1,468万4,000円を減額します。 次に、3目集落排水管理費では、14節工事請負費について事業精査により58万円を減額するものです。特定財源につきましては、一般会計からの繰入金468万2,000円を減額いたします。 次に、2款1項1目下水道施設費は、12節委託料で事業の精算、執行残合わせまして1,850万円、14節工事請負費についても事業精算により7,220万7,000円、21節補償補填及び賠償金で10万円を減額するものでございます。特定財源につきましては、下水道施設工事負担金を867万2,000円の減額、社会資本整備総合交付金を3,399万2,000円の減

額、一般会計からの繰入金583万6,000円を減額、下水道事業債5,750万円を減額するものでございます。

次に、10ページを御覧願います。3款1項2目利子では、22節償還金利子及び割引料を222万4,000円減額し、特定財源では下水道事業債償還利子繰入金を同額減額します。

次に、歳入の一般財源についてご説明しますので、7ページを御覧願います。5款1項1目繰越金で前年度繰越金を1,402万1,000円、6款2項1目雑入では1,585万3,000円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

次に、4ページを御覧願います。第2表、地方債では、公共下水道事業の実施に伴い、下水道事業債を5,850万円減額し、2億4,500万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還方法につきましてはここに記載のとおりでございます。

次に、11ページは地方債残高等の見込みに関する調書で、ここに記載のとおりです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 4

[日程第14、議案第6号「令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。病院事務長。

土屋病院事務長 国保病院事務長、土屋より令和2年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算〔第5号〕についてご説明を申し上げます。

第2条の収益的収入及び支出の予定額では、収入、1款病院事業収益8億6,142万6,000円を8億6,481万1,000円に、1項医業収益4億65万8,000円を4億419万4,000円に、2項医業外収益4億6,076万8,000円を4億6,061万7,000円に改め、支出、1款病院事業費用9億1,179万1,000円を9億1,155万5,000円に、1項医業費用8億9,753万円を8億9,729万4,000円に改めるものでございます。

次に、2ページの第3条、資本的収入及び支出の予定額では、収入、1款資本的収入1億445万7,000円を1億631万8,000円に、1項一般会計出資金7,413万3,000円を7,340万2,000円に、2項国保会計繰入金61

2万円を871万2,000円に改め、支出、1款資本的支出1億2,592万8,000円を1億2,552万6,000円に、1項建設改良費5,635万2,000円を5,595万円に改めるものでございます。

それでは、補正予算説明書に基づき、収益的支出から説明をさせていただきますので、5ページをお開きを願います。5ページ下段の支出、1款1項2目材料費の2節診療材料費から3目経費の4節消耗備品費まで、地方創生臨時交付金事業に関わる新型コロナウイルス感染症対策関連予算の事業確定による減額補正並びに同じく新型コロナウイルスに関わる国の三次補正の組替えて2目材料費で30万5,000円の追加、3目経費で54万1,000円を減額するものでございます。

続いて、収益的収入についてご説明をいたしますので、同じページの上段を御覧をいただきたいと思えます。1款1項4目その他医業収益につきましては、国保会計における国保直診施設特別調整交付金の確定により353万6,000円を追加、2項医業外収益、2目他会計負担金では新型コロナウイルス関連予算の事業確定により15万1,000円を減額するものでございます。

次に、資本的収入及び支出を説明させていただきますので、6ページをお開き願います。まず、6ページ下段の資本的支出、1款1項1目有形固定資産購入費では、地方創生臨時交付金事業に関わる事業確定により40万2,000円を減額するものでございます。次に、上段の資本的収入、1款1項1目一般会計出資金は、支出同様に新型コロナウイルス関連事業の確定により73万1,000円を減額、2項1目国保会計繰入金は国保会計における国及び道の特別調整交付金の確定により259万2,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

秋間議長 討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なし)

秋間議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

1 5

[日程第15、議案第7号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

小林町長 それでは、議案第7号は人事案件でありまして、固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第3項の規定により、

		議会の同意を得ようとするものであります。
		選任については、現委員であります土生明美氏が5月31日をもって任期となることから、新たに記載のとおり土幌町字土幌西2線162番地、高下慎一氏を選任するものでありまして、任期については3年間であります。
		同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明に代えさせていただきます。
16	秋間議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これから議案第7号を採決します。
		本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
	秋間議長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。
		日程第16、議案第8号「人権擁護委員の推薦について」 を議題といたします。
	小林町長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。
		議案第8号については、同じく人事案件で、人権擁護委員の推薦についてでありますけれども、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
		選任については、記載のとおりでありますけれども、現委員であります赤根和美氏が本年6月30日の任期をもって退任することから、新たに記載のとおり土幌町字中土幌西2線80番地の4、松浪智子氏を選任するものでありまして、任期については本年7月1日から3年間あります。
		同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明にさせていただきます。
17	秋間議長	説明が終わりましたので、質疑、討論を省略し、これから議案第8号を採決します。
		本案について当議会の意見は、適任とすることに異議ありませんか。
		(異議なし)
	秋間議長	異議なしと認めます。
		したがって、本案については適任とすることに決定いたしました。
		日程第17、議案第9号 指定管理者の指定について を議題といたします。
		朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	高木副町長	議案第9号 指定管理者の指定について説明をいたします。
		これは、土幌町いきいきデイサービスセンターに係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。
		施設の名称は土幌町いきいきデイサービスセンターでありまして、

		<p>ケアハウスに併設する施設でございます。</p> <p>指定管理者は、社会福祉法人士幌愛風会に引き続き指定をしようとするものでございます。</p> <p>指定の期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間であります。</p> <p>指定管理者の募集につきましては、指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に公募によらない指定管理者の候補者の選定等とごさいまして、地域の活力を利用した管理により事業効果が期待できるときは、公募によらず、本町が出資している法人または公共の団体を指定管理者として選定することができるという1項目がございまして、2月2日開催の指定管理者選定委員会により妥当と判断し、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>以上、議案第9号の説明といたします。</p> <p>秋間議長 これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p> <p>秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います</p> <p>(な し)</p> <p>秋間議長 討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p> <p>秋間議長 異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第18、議案第10号 指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>高 木 議案第10号 指定管理者の指定について説明をいたします。</p> <p>副 町 長 これは、下居辺交流施設及び士幌町農民健康増進施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>施設の名称は、下居辺交流施設及び士幌町農民健康増進施設であります。</p> <p>指定管理者については、株式会社ベリオールに引き続き指定しようとするものであります。</p> <p>指定の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。</p> <p>指定管理者の募集等につきましては、議案第9号と同様に公募によらない指定管理者の候補者の選定でございまして、同じく2月2日開催の指定管理者選定委員会により妥当と判断し、議決を求めるものであります。</p> <p>以上、議案第10号の説明といたします。</p>
1 8		

秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 9	<p>日程第19、議案第11号 指定管理者の指定についてを議題といたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p>
	<p>午後 2時14分 休憩 (中村議員退席) 午後 2時15分 再開</p>
秋間議長	会議を再開します。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
高 木 副 町 長	<p>議案第11号 指定管理者の指定について説明をいたします。</p> <p>これは、土幌町地域創造発信拠点施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。</p> <p>施設の名称は、土幌町地域創造発信拠点施設、通称道の駅ピア21しほろであります。</p> <p>指定管理者については、土幌町商工会に引き続き指定をしようとするものであります。</p> <p>指定の期間は、令和3年4月1日令和8年3月31日までの5年間です。</p> <p>指定管理者の募集等につきましては、議案第9号と同様に公募によらない指定管理者の候補者の選定であり、これも同じく2月2日開催の指定管理者選定委員会により妥当と判断し、議決を求めるものであります。</p>
秋間議長	以上、議案第11号の説明といたします。 これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

(中村議員入場)

秋間議長

町長。

小林町長

大変申し訳ありません。先ほどの固定資産委員会の説明の中で、現委員の土生委員の任期を5月31日と申し上げたのですが、5月21日でありますので、訂正をさせていただきます。したがって、高下委員の任期は5月22日から3年間なので、よろしく訂正いただきたいと思えます。

秋間議長

以上で本日の日程は全て終了しました。
次回は、9日午前10時から再開します。
本日はこれで散会いたします。

(午後 2時17分)